

国民年金からのお知らせ マイナンバー(個人番号)による届出・申請について

平成30年3月5日からマイナンバー(個人番号)による届出・申請が開始されています。

これまで、基礎年金番号を記載して届け出ていた届書・申請書等には、マイナンバー(個人番号)を記載して提出していただくことになります。

今後、役場窓口等へ年金請求、免除申請、資格取得届等、国民年金関係の届書等を提出する際には、番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し)及び身元確認書類(運転免許証等)を準備の上、手続して頂くようお願いします。

保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

- ①免除(全額免除・一部免除)申請：本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
- ②納付猶予申請：50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
- ③学生納付特例申請：学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害者年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請して下さい。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に・・・	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・全額免除の場合・・・2分の1 | ・4分の3免除の場合・・・8分の5 |
| ・半額免除の場合・・・4分の3 | ・4分の1免除の場合・・・8分の7 |

(注2) 一部免除については、減額された保険料を認めないと「未納」と同等の扱いとなります。

＜問合せ先＞ 東通村税務住民課住民G (☎27-2111)
むつ年金事務所 (☎22-2278)